

別紙 一般検査報告要領

1 業務管理体制の整備について

障がい福祉サービス事業者等には法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。障がい福祉サービス事業者等が整備すべき法令順守等の業務管理体制は、指定を受けている事業所又は施設等の数に応じて定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届けることになります。

制度の詳細につきましては、メールに添付している厚生労働省のリーフレット及び厚生労働省のホームページをご参照ください。

【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kanriseibi/index.html

2 一般検査の対象事業者

業務管理体制の届出先が福岡市となっている事業所等

※【参考】業務管理体制の届出先の表の区分①となっている事業者等が今回の一般検査の報告対象です。

【参考】業務管理体制の届出先

	事業者等の区分	届出先
①	全ての事業所等が福岡市内に所在する事業者等	こども未来局障がい児事業所指導課
②	事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等 ※【福岡市内】と【福岡県外】	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課給付管理係
③	上記以外の事業者等 ※【福岡市内】と【福岡市外(県内)】	福岡県福祉労働部障がい福祉課

3 一般検査について

(1) 一般検査の方法

下記のフォームから法人ごとに回答をお願いします。2以上の事業所(施設)を設置している事業者は、別紙 事業所一覧をアップロードしてください。

なお、届出内容に不備が認められた場合は、必要に応じて、障がい福祉サービス事業者等またはその従業者に出頭を求め、面接により届出事項の内容等について聴取する面接検査、または事業者本部等へ立ち入り業務管理体制の整備状況を検証する立入検査を行います。

URL:<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuoka/smart-apply/surveys/5992334309461479020>



(2) 留意事項

業務管理体制の整備に関する届出が未提出の場合は届出書(様式第9号)を、既に届出を行っている事項に変更が生じている場合は変更届(様式第10号)をご提出ください。

① 提出方法

メール又は郵送にて提出

② 提出先

Email: syougaiji-jigyousyashitei@city.fukuoka.lg.jp

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1

福岡市こども未来局障がい児事業所指導課 指定・指導係 宛

4 福岡市ホームページへの掲載について

福岡市ホーム > 健康・医療・福祉 > 福祉・障がい者 > 福祉事業者に関すること > 事業者向けの情報(障がい福祉サービス、地域生活支援事業等) > 指定障がい児支援事業者関係 > 3 業務管理体制の整備 > 業務管理体制確認検査(一般検査)の実施について

https://www.city.fukuoka.lg.jp/kodomo-mirai/jigyosyo/health/syogaijsien/index_2_2_11.html